

第 20 期

第 26 回

総会議事録

令和 8 年 5 月 19 日

1. 開催年月日 令和8年5月19日(火)
2. 開催場所 郡山市役所西庁舎5階 5-1-1会議室
3. 出席委員及び欠席委員は次のとおりである。

議席番号	氏名	出欠状況	備考
1	先崎孝太郎	出席	田村地区
2	古川 弘作	出席	中央地区
3	安藤 嘉行	出席	三穂田地区
4	鈴木 雄一	出席	安積地区
5	小林正一郎	出席	片平地区
6	佐久間俊一	出席	喜久田地区
7	渡邊 清助	出席	逢瀬地区
8	松川 延安	出席	田村地区
9	北島 繁和	出席	湖南地区
10	中尾 一明	出席	中田地区

議席番号	氏名	出欠状況	備考
11	吉田 直衛	出席	中田地区
12	池上慎一郎	出席	中央地区
13	須永 静夫	出席	中央地区
14	濱津 洋一	出席	田村地区
15	高野 和介	出席	日和田地区
16	藤田 稔	出席	熱海地区
17	石井 源信	出席	西田地区
18	濱尾 文博	出席	富久山地区
19	伊藤 城治	出席	三穂田地区
20	伊藤 博文	出席	中央地区

4. 説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

【事務局長】 郡 司 兼 介
 【主任主査兼庶務係長】 片 田 友 博

【事務局次長兼農地調整係長】 草 野 哲 也
 【農業振興・農業法人係長】 岩 谷 智恵子

5. 本会議の書記は次のとおりである。

【農地調整係主査】 柳 沼 一 幸

6. 本会議の議事及び日程は別紙のとおりである。

7. 開会宣言 14時00分

8. 閉会宣言 14時37分



郡山市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

郡山市農業委員会

農業委員会会長

佐久間 俊一

署名人

先崎 孝太郎

署名人

吉田 直衛

事務局	ただいまより、第26回総会を開催いたします。 本日は、欠席の届出はありません。 在任中の委員の過半数が出席しておりますので、この総会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、成立しております。 それでは、会長からご挨拶をいただきます。
会 長	こんにちは。皆さん、それぞれ忙しいと思いますが、事故には充分、気をつけていただきたいと思います。 簡単ですけど挨拶といたします。よろしくお願いいたします。
事務局	郡山市農業委員会総会会議規則第8条第1項の規定により会長に議長をお願いいたします。
議 長	それでは、提出されております案件について、慎重なる審議をお願いいたします。 会議次第2の「議事録署名人の選出について」をお諮りいたします。 議事録署名人を2名選出するのでありますが、前例により、議長一任で、異議ございませんか。
	(全員異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議長より指名いたします。 1 番 先崎孝太郎 委員 11番 吉田 直衛 委員 このお二方をお願いいたします。 次に、会議次第3の会議書記の選出を行います。会議書記には、農業委員会事務局の 柳沼 一幸 主査を選出いたします。 引き続き、会議次第4の「議事」についてお諮りいたします。 議事に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げについて事務局から説明願います。
事務局	タブレットの正誤表をご覧ください。 まず議案書2ページの6番ですが、受け人の住所に誤りがありました。 次に議案書4ページの1番は取り下げになりましたのでよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまから、議案審議に入ります。 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による

	許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。 1 番 1 件について、付議いたします。 伊藤 城治委員の調査報告を求めます。
伊藤 城治 委員	1 番 1 件について、調査の結果を報告いたします。 使用貸人、使用借人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、農業開始です。 5 月 16 日に現地調査及び聴き取り調査を行いました。 貸人と借人は親子で、農機具は自己所有の物を使用し、農作業は借人と妻が行います。 申請地は適正に管理されております。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第 3 条第 2 項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1 番 1 件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1 番 1 件について許可と決します。 次に 2 番 1 件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	2 番 1 件について、調査の結果を報告いたします。 使用貸人、使用借人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は高齢化、経営継承です。 使用借人と母親が農作業に従事します。 これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。

	また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	2番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、2番 1件について 許可と決します。 次に3番 1件について、付議いたします。 小林正一郎委員の調査報告を求めます。
小林正一郎 委員	3番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は高齢化、農業開始です。 5月16日に現地調査及び受け人への聴き取り調査を行いました。 先月の総会で一般住宅の転用許可が出ました土地に隣接しており 自家用野菜を栽培するそうです。 農作業は受け人と妻が行います。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	3番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、3番 1件について、

	許可と決します。 次に４番と５番の２件について、付議いたします。 濱尾 文博委員の調査報告を求めます。
濱尾 文博 委員	４番と５番の２件について、調査の結果を報告いたします。 まず４番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 申請地はいままで借りていた土地で、受け人が管理しており 取得後も適正に管理されると思います。 次に５番ですが、使用貸人、使用借人及び土地の表示は、 記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、農業開始です。 これは農家住宅建築のための農業開始ですが、父親に協力して もらいながら、農作業を行います。 調査の結果、２件とも全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第３条第２項各号に 該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	４番と５番の２件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、４番と５番の２件について 許可と決します。 次に６番から８番までの３件について、付議いたします。 北島 繁和委員の調査報告を求めます。
北島 繁和 委員	６番から８番までの３件について、調査の結果を報告いたします。 まず６番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、農業開始です。

受け人に話を聴き、申請地の確認をしました。

受け人は以前より、湖南町山間部に移住を希望しており、たびたび湖南町を訪れ探していたところ、空き家になって売りに出ている住宅と農地が条件に合致していたため、一括して購入します。

申請地は適正に管理されていました。

今後は家庭菜園を中心に自家用野菜等を栽培します。

農作業は受け人が行います。

また、地域内の利用調整に協力し、防除基準に従い、耕作管理をしていきます。

次に7番ですが、貸人、借人及び土地の表示は、記載のとおりです。

申請の事由は相手方要望、農業開始です。

5月7日、事務局会議室において佐久間会長、濱津職務代理者、桑名推進委員、事務局職員とともに事前審査会を行いました。

現在、借人は湖南町の実家近くの建設業事業所で午前中の仕事をしており、その後に実家の農作業を手伝っています。

今後は地域の離農するであろう高齢者の農地を耕作放棄地にしないために、自身が農業者になり地域の農地保全を積極的にやっていくとのことです。

申請地は勤務先代表者の農地であり、今後も水稻を作付けします。

農作業は借人が行います。

また、地域内の利用調整に協力し、防除基準に従い、耕作管理をしていきます。

次に8番ですが、使用貸人、使用借人及び土地の表示は、記載のとおりです。

申請の事由は相手方要望、農業開始です。

個人事業主が法人化に伴い、個人から法人への使用貸借になります。

作業はいままでと変わらず、社員4名で行います。

また、地域内の利用調整に協力し、防除基準に従い、耕作管理をしていきます。

調査の結果、3件とも全部効率要件、農作業常時従事要件、

	地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますがご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	6番から8番までの3件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、6番から8番までの3件について 許可と決します。 次に9番 1件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	9番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は耕作不便、経営拡大です。 受け人が農作業に従事します。 この農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると 認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	9番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、9番 1件について 許可と決します。

	次に10番 1件について、付議いたします。 濱津 洋一委員の調査報告を求めます。
濱津 洋一 委員	10番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、農業開始で娘から母親への贈与です。 5月14日に現地調査及び聴き取り調査を行いました。 受け人が農作業に従事します。 平成19年に受け人が買いましたが、下限面積の関係で受け人名義にできず、農家要件のある娘名義で3条申請をしていました。 今回、下限面積が廃止になったことから今回の申請になりました。 実際の耕作は受け人が20年間行っており、現在もじゃがいもやねぎが作付けされていきました。 これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	10番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、10番 1件について、 許可と決します。 次に11番から14番までの4件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	11番から14番までの4件について、調査の結果を報告いたします。 まず11番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は

	記載のとおりです。 申請の事由は労力不足、経営拡大です。 受け人と妻が農作業に従事します。 次に12番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は耕作不便、経営拡大です。 受け人と妻が農作業に従事します。 次に13番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 受け人と妻が農作業に従事します。 次に14番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 受け人と妻が農作業に従事します。 これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	11番から14番までの4件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、11番から14番までの4件について、 許可と決します。

	農地区分は第１種農地と判断しました。 ５月１１日に現地確認及び聴き取り調査を実施しました。 申請地は県道郡山・湖南線と西部体育館に入る交差点に位置しております。 南側が県道郡山・湖南線、西側が西部体育館に行く市道に面したかど地です。北側が水田、東が住宅と水田になっております。 建物は平屋建てで日照等、周辺農地への影響はないと思われます。 雨水は新設水路に排出し、汚水は合併浄化槽で処理して新設水路に排出することから周辺農地への影響はありません。 また、事業の確実性についても問題ないと思われます。 調査の結果、農地法第５条第２項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	２番 １件について、調査結果の補足説明をいたします。 タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 ２農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第１種農地２－１－（１）－イ－（ア）－bで甲種農地の要件を満たしていない特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地改良農地です。 許可基準は２－１－（１）－イ－（イ）－e－（d）－iで、流通業務施設、休憩所、給油所その他これらに類するものの用に供するために行われるものであり、一般国道又は県道の沿道の区域内に設置される流通業務事業・一般国道区域です。 申請地は主要地方道郡山・湖南線の沿道にあります。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上、補足説明といたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	（質問、意見なし）
議 長	２番 １件について、許可と決することに異議ございませんか。
	（全員「異議なし」）
議 長	異議ないものと認め、２番 １件について、

	許可と決します。 次に 3 番 1 件について付議いたします。 渡邊 清助委員の調査報告を求めます。
渡邊 清助 委員	3 番 1 件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は資材置場です。 農地区分は第 2 種農地と判断しました。 申請地は平成 5 年から資材置場として使用されていましたが 正式な手続きはされていませんでした。 今回、双方から顛末書が提出されています。 4 月 28 日に事務局職員と現地を調査しましたが、農地法第 5 条 第 2 項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われますが ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	3 番 1 件について、調査結果の補足説明をいたします。 タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2 農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第 2 種農地 2－1－（１）－カで 農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、 第 1 種農地、2－a－①及び②、2－b－①の第 2 種農地 及び第 3 種農地のいずれにも該当しない農地です。 許可基準は 2－1－（１）－カー（イ）で、第 2 種農地の転用は 申請地以外に適当な土地がないことが必要ですが、 農地以外に適当な土地はなく、周辺農地に影響を与えないことから 許可できると考えています。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	（質問、意見なし）
議 長	3 番 1 件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	（全員「異議なし」）

	次に15番 1件について、付議いたします。 吉田 直衛委員の調査報告を求めます。
吉田 直衛 委員	15番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、農業開始です。 5月7日、事務局会議室において佐久間会長、濱津職務代理者、滝田推進委員、事務局職員とともに事前審査会を行いました。 受け人は渡し人の住宅と畑4筆を購入し、移住して自家用野菜を作付けします。 機械は耕運機を購入する予定でトラクター作業は隣人に依頼するそうです。農作業は受け人と夫が行います。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	15番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、15番 1件について、許可と決します。 以上で、議案第1号を終わります。 続いて、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。 2番 1件について付議いたします。 須永 静夫委員の調査報告を求めます。
須永 静夫 委員	2番について、調査の結果を報告いたします。 貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、店舗用敷地です。

議 長	異議ないものと認め、3番 1件について、許可と決めます。 次に4番 1件について付議いたします。 高野 和介委員の調査報告を求めます。
高野 和介 委員	4番 1件について、調査の結果を報告いたします。 5月15日に調査を行いました。 貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、駐車場です。 借人の日和田アスファルト混合地は設備更新工事を行っており、建設資材運搬のために大型車両が多数乗り入れており、工事業者の車も敷地内に駐車するため、駐車スペースが不足します。 今後、公共工事の発注時期と重なると場内での大型車両等の通行や日常業務に影響が出ることから今回の申請に至りました。 申請地は県道須賀川・二本松線沿いの平坦地で雨水は浸透します。 建物は建てないので周辺農地への影響はありません。 駐車場には碎石を、出入口には鉄板を敷きます。 農地に復元する際は、碎石を取り除き、バックホーでお起してトラクターで耕します。 令和7年10月から今年の3月まで道路工事のため、農地法の許可を受けることなく、資材置場及び駐車場として使用していました。 今後、このようなことがないようにするとの顛末書が添付されています。 調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	4番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は農地区分は、農用地2－1－（1）－ア－（ア）で農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農用地区域内農地です。

	許可基準は２－１－（１）－ア－（イ）－c で、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成するうえで当該農地を供することが必要であると認められるものであること、かつ、農業振興地域の整備に関する法律第８条第１項又は第９条第１項の規定により定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる一時転用事業です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	（質問、意見なし）
議 長	４番 １件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	（全員「異議なし」）
議 長	異議ないものと認め、４番 １件について、 許可と決します。 以上で、議案第２号を終わります。 続いて、議案第３号「農地中間管理機構特例事業に係る農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について」を議題といたします。 農地中間管理機構特例事業に係る農用地利用集積等促進計画の作成を福島県農地中間管理機構へ要請することについて、 次のとおりお諮りいたします。 まず２番 １件について付議いたします。 なお、この件につきましては委員が買受希望者になっており、農業委員会等に関する法律第３１条第１項に規定する議事参与の制限に該当しますので退席を求めます。
	（該当委員が退席する）
議 長	事務局の調査報告を求めます。
事務局	議案第３号別紙をご覧ください。 議案第３号は農地中間管理機構が行う農地売買特例事業に係る農用地利用集積等促進計画を定めることについて福島県農地中間管理機構に要請することをお諮りするものです。

	農地売買特例事業は所有者から農地中間管理機構が農地を買い入れ、農地中間管理機構から買い受け希望者へ農地を売り渡すものです。 2番 1件について、買受希望者は全部耕作要件、農作業常時従事要件を満たしており、売買価格は過去の売買及び近傍類似価格を参考にし、各地区の委員から確認をいただいております、農用地利用集積等促進計画を定めることを要請することは適当と認められますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	2番 1件について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、2番 1件について原案のとおり決します。 退席委員の復席を求めます。
	(退席委員が復席する)
議 長	次に1番と3番、4番の3件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	1番と3番、4番の3件について、いずれも買受希望者は全部耕作要件、農作業常時従事要件を満たしており、売買価格は過去の売買及び近傍類似価格を参考にし、各地区の委員から確認をいただいております、農用地利用集積等促進計画を定めることを要請することは適当と認められますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1番と3番、4番の3件について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1番と3番、4番の3件について原案のとおり決します。

	以上で、議案第３号を終わります。 続いて、議案第４号「非農地に関する判断について」を議題といたします。 まず１番 １件について付議いたします。 渡邊 清助委員の調査報告を求めます。
渡邊 清助 委員	１番の調査の結果を報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の目的は地目変更のためです。 ４月28日に事務局職員と現地調査を行いました。 願出人は現在、大槻町に住んでおり、長年にわたり当地を使用しておらず、木が生え、雑草だらけで農地に復元することは困難と判断しました。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	１番 １件について、非農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、１番 １件について非農地と決めます。 次に２番 １件について付議いたします。 先崎孝太郎委員の調査報告を求めます。
先崎孝太郎 委員	２番の調査の結果を報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の目的は地目変更のためです。 ４月27日に事務局職員と現地調査を行いました。 所有者は平成27年に申請地を相続しましたが、既に耕作しておらず原野化していたとのことです。 現在は柳や雑木が繁茂し原野化しており、農地に復元することは困難と思われ、非農地と判断しました。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	2 番 1 件について、非農地と判断することに 異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、2 番 1 件について 非農地と決します。 以上で、議案第 4 号を終わります。 続いて、議案第 5 号「農地中間管理事業の農用地利用集積等 促進計画案に対する意見について」を議題といたします。 農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画案について、 郡山市長から意見を求められたので、お諮りいたします。 まず一括方式の 1 番と 2 番の 2 件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	議案第 5 号別紙をご覧ください。 議案第 5 号は所有者、農地中間管理機構、耕作者の 3 者間での 農地の貸借について定める農用地利用集積等促進計画案について 郡山市長から意見を求められたので、お諮りするものです。 一括方式は、所有者から機構への貸し付けと機構から耕作者への 貸し付けを一括して行うものです。 1 番と 2 番の 2 件について、計画の内容を調査したところ、 適当と認められますが、ご審議のほどよろしく願います。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1 番と 2 番の 2 件について、原案のとおり決することに 異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1 番と 2 番の 2 件について 原案のとおり決します。 次に再転貸の 1 番 1 件について付議いたします。

	事務局の調査報告を求めます。
事務局	再転貸の１番については、前耕作者と機構との契約が合意解約されたことに伴い、新たな耕作者へ再転貸するものです。 １件について計画の内容を調査したところ、貸付相手方は全部耕作要件及び常時従事要件を満たしており適当と認められますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	１番 １件について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、１番 １件について原案のとおり決します。 以上で、議案第５号を終わります。 続いて、報告事項に入ります。 報告第１号「農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出について」 次のとおり、１番から３番までの ３件について、農地転用届出書の受理をしたので報告する。 報告第１号を終わります。 続いて、報告第２号「農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出について」 次のとおり、１番から１２番までの１２件について、農地転用届出書の受理をしたので報告する。 報告第２号を終わります。 続いて、報告第３号「許可処分の取り消しについて」 次のとおり１番と２番の２件について、許可処分の取消願出書の提出があり、適当と認め取り消したので報告する。 報告第３号を終わります。

	続いて、報告第４号「農地法第18条第６項の規定による通知について」次のとおり１番と２番の２件について 通知書の提出があったので報告する。 報告第４号を終わります。 ただいまの 第１号から第４号までの報告について ご質問等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	以上で報告事項を終わります。 その他ございませんか。
	(な し)
議 長	長時間の慎重審議ありがとうございました。 以上で、第26回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

郡山市農業委員会

第26回総会（令和8年5月19日開催）の概要

第3条 農地の移動は

15件で、田 57, 284㎡ 畑 6, 278.94㎡でした。

第5条 農地の転用は

3件で、店舗1件、資材置場1件、一時転用1件でした。